

地保第 2598 号
令和 4 年 10 月 28 日

各保全措置対象施設及び機関管理者 様

大阪府健康医療部保健医療室長
(公 印 省 略)

旧優生保護法に関連した資料の保全について（再依頼）

標記について、平成 30 年 5 月 11 日付け地保第 1382 号において、資料の保全依頼及び該当資料の有無について調査をお願いしましたが、今般、令和 4 年 8 月 31 日付け子母発 0831 第 3 号、子家発 0831 第 2 号、医政総発 0831 第 1 号、社援保発 0831 第 1 号、障企発 0831 第 1 号により厚生労働省子ども家庭局母子保健課長及び家庭福祉課長、社会・援護局保護課長及び障害保健福祉部企画課長並びに医政局総務課長から別添により、当該資料の保全について再度依頼がありました。

同通知文では、資料の適切な保全の再依頼（別添通知記 1）に加え、医療機関等が廃止され、承継先が存在しない場合においては、大阪府が関連資料を保存すること（別添通知記 2）となっていることから、同通知の趣旨を踏まえ、再度資料の有無について調査を実施させていただきたく下記により御協力くださいますようお願いいたします。

なお、本件は個人情報の洗い出し等をお願いするものではなく、現時点において把握しておられる範囲内の情報について、任意で御協力をお願いするものであることを申し添えます。

記

旧優生保護法下において作成等が行われ、現時点で貴施設が保有している旧優生保護法に関連した資料や記録について、保存期限を問わず当分の間廃棄せず、保存を継続してください。

なお、貴施設において該当する資料等がある場合は、令和 4 年 12 月 20 日（火）までに当室地域保健課母子グループあてに、裏面の様式を参考に御連絡くださいますようお願い申し上げます。

（上記期限までに御連絡のない場合は資料等がないものとさせていただきます。）

保健医療室地域保健課母子グループ 杉山
電話 06-6944-6698 内線 6698
FAX06-4792-1722
e-mail: chiikihoken-g03@gbox.pref.osaka.lg.jp

大阪府健康医療部保健医療室地域保健課
母子グループ 杉山 あて
期限：令和4年12月20日（火）
FAX：06-4792-1722
メール：chiikihoken-g03@gbox.pref.osaka.lg.jp

旧優生保護法に関連する資料等がありましたので連絡します。

名称	
御担当者	
電話番号	

※関連する資料の送付は現時点で不用です。